



令和3年度 第2号

令和3年10月11日発行



千葉市保健所 食品安全課
電話：238-9959

食品衛生法に基づく届出は、お済みですか？

食品衛生法の改正がされたため、令和3年6月1日から、下記の業種に該当する事業者の方は、お届けが必要となりました。食品営業許可を取得しない、食品取扱い事業者の方のほとんどが、お届けが必要です。複数の業種を営業されている方は、代表的な業種を1つお届けください。

届出業種

旧許可業種であった業種

- 1 魚介類販売業
(包装済みの魚介類のみの販売)
- 2 食肉販売業
(包装済みの食肉のみの販売)
- 3 氷雪販売業
- 4 乳類販売業
- 5 コップ式自動販売機
(自動洗浄・屋内設置)
=旧許可業種では喫茶店営業

販売業

- 6 弁当販売業
- 7 野菜果物販売業
- 8 米穀類販売業
- 9 通信販売・訪問販売による販売業
- 10 コンビニエンスストア
- 11 百貨店、総合スーパー
- 12 自動販売機による販売業
(自動洗浄・屋内設置、ただし5コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く)
- 13 その他の食料・飲料販売業

製造・加工業

- 14 添加物製造・加工業
(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く)
- 15 いわゆる健康食品の製造・加工業
- 16 コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)
- 17 農産保存食料品製造・加工業
- 18 調味料製造・加工業
- 19 糖類製造・加工業
- 20 精穀・製粉業
- 21 製茶業
- 22 海藻製造・加工業
- 23 卵選別包装業
- 24 その他の食料品製造・加工業

上記以外のもの

- 25 行商
- 26 集団給食施設
- 27 器具、容器包装の製造・加工業
(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る)
- 28 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの

(届出が不要の業種については裏面に記載があります。)

届出が不要の業種

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く）
- 3 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業
- 4 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- 5 器具容器包装の輸入又は販売業
- 6 その他
 - ・給食施設のうち、1回の提供数が20食程度未満の施設
 - ・農家・漁家が行う採取業の一部と見なせる行為

など

届出方法

- ・電子申請 (<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>) で、お届け下さい。

届出時期

- ・令和3年6月1日以降、営業を始める方は、営業開始前にお届けが必要です。
- ・令和3年5月31日までに届出業種に該当する業種の営業を行っている方は、令和3年11月30日までに届出を行ってください。

ポイント

- ・施設基準はありません。
- ・有効期限が無い為、更新の必要はありませんが、届出事項を変更した際や廃業した際は、届出してください。
- ・HACCPに沿った衛生管理が必要です。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00005.html に参考資料あり)
- ・食品衛生責任者の設置が必要です。
(<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/shokuhin/sekininsya.html> に参考資料あり)

千葉県保健所食品安全課 市場・食鳥監視室
043-238-9959(平日:午前8時30分から17時30分)